

第1章 農業振興計画について

(1) 農業振興計画とは

青梅市農業振興計画は、青梅市（以下「本市」という。）の農業を持続的に発展させることを目的として、農業生産基盤の整備、農業従事者の確保・育成、農畜産物の付加価値向上、地産地消*の推進など多岐にわたる施策を通じて地域農業の活性化を目指す、10年先を見据えた計画です。

本市では、平成8（1996）年3月の「青梅市農業振興計画」策定後、平成18（2006）年3月に改定、平成28（2016）年3月には「第三次青梅市農業振興計画」（以下、「従前計画」という。）を策定しました。

(2) 計画策定の趣旨

平成28（2016）年3月の従前計画策定から10年が経過し、令和7（2025）年度末で目標年次を迎えます。

この間、食料の安定供給を最優先事項とした食料安全保障*の強化、農業従事者の減少と高齢化や気候変動*、災害リスクに対応した持続可能な農業の発展、地域農村の活性化などを大きな柱とし、令和6（2024）年5月に「食料・農業・農村基本法*」が改正され、令和7（2025）年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

また、東京都では、令和5（2023）年3月に、農地や農家戸数の減少、農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、実効性のある農地保全や農業経営への支援を図るため、「東京農業振興プラン*」を改定するとともに、令和5（2023）年6月には東京農業が持つ可能性や潜在力をさらに発揮させていく方針として、「東京都農業振興基本方針*」を変更しました。

こうした中で、本市では、行政運営の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画*（令和5（2023）年3月）」の策定、関連計画である「第3次青梅市環境基本計画*」や「青梅市都市計画マスタープラン*」などの策定、改定を行いました。「第四次青梅市農業振興計画」（以下、「本計画」という。）においても、農業を取り巻く情勢への対応や、本市の上位・関連計画との整合を図るために策定を行うものです。

(3) 計画の位置付け

本計画は都市農業振興基本法*における、「地方計画」として位置づけ、本市の農業分野の施策を具体的に示すものです。農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、本市の農業を発展させるための指針という性格を持っています。

また、第7次青梅市総合長期計画の個別計画として位置付け、関連計画との調和・整合を図るとともに、以下に示す国の関連法や計画との整合を図り、都の関連計画を踏まえた計画とします。

○食料・農業・農村基本法(食料・農業・農村基本計画)による位置付け
食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食糧自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしています。

また、市町村は、その地域の特性にあった農業施策を策定する責任を有するとされており、本計画はこの法律の趣旨を踏まえて策定するものです。

○都市農業振興基本法の地方計画としての位置付け

都市農地が持つ農産物の供給、防災、環境保全、農業体験・学習の場など多様な機能が、将来にわたって適切かつ十分に発揮され、農地の有効活用と適正な保全が図られるよう努めるという基本理念にのっとり、国は基本計画を定め、地方公共団体は地方計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は、その地方計画として位置付けられるものです。

○農業経営基盤強化促進法*の農業基本構想としての位置付け

本計画は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として位置づけます。これは農業経営改善計画*の策定の支援、認定農業者*制度等の適用および農用地の利用集積促進等の前提となるものです。

○東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携
 都市農業振興基本法における、東京都の地方計画を兼ねる「東京農業振興プラン」、農業経営基盤強化促進法にもとづく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」である「東京都農業振興基本方針」を踏まえるとともに、これらと連携して施策展開を図るものとして。

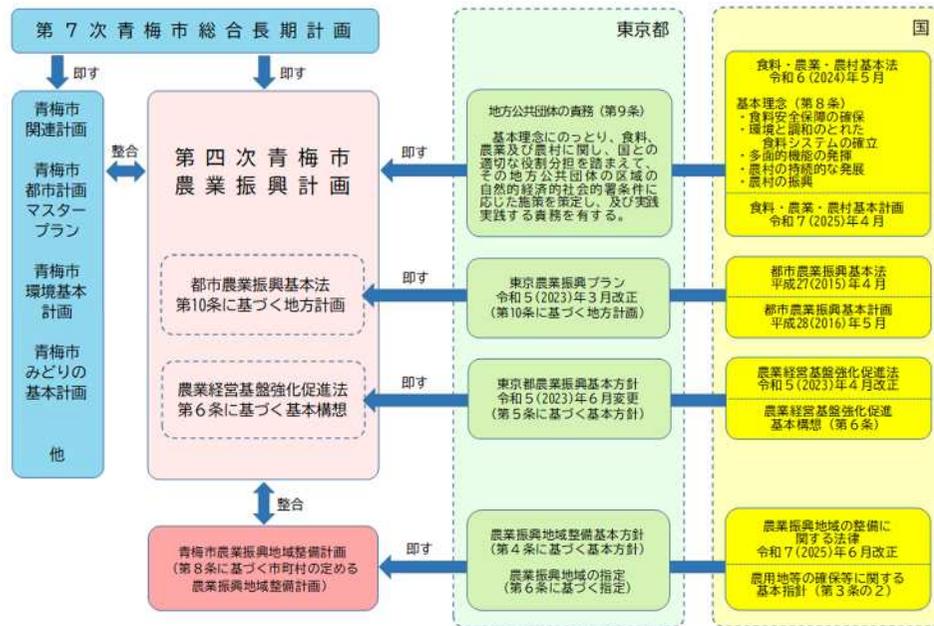


図 1-1 第四次青梅市農業振興計画の位置付け

知っていますか？「都市農業」のすごい力

私たちの住む青梅市のように、住宅地と農地が隣り合っている環境は、世界的に見てもとても珍しく、貴重なものだということを知っていますか？

都市にある農地は、単においしい野菜をつくる場所であるだけではありません。災害が起きたときには「避難場所」や燃え広がりを防ぐ「延焼遮断帯」としての役割を果たし、私たちの安全を守ってくれます。また、緑豊かな景観をつくり、生きもののすみかとなるなど、都市の環境を守る「緑のインフラ」としての顔も持っています。

この計画は、そんな私たちの生活を支えてくれる「農」の多面的な機能を、10年後、20年後の未来へつないでいくための「まちの設計図」なのです。

(4) 計画の期間、目標年次

① 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行います。

② 目標年次

本計画の目標年次は、10年後の令和17（2035）年度とします。

(5) 農業を取り巻く情勢

① 食料・農業・農村基本法の改正

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応等、農業を取り巻く情勢が食料・農業・農村基本法の制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、令和6（2024）年6月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

② 環境負荷低減に向けた取組

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農畜産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs*）」が採択されました。

国内においては、令和3（2021）年5月にみどりの食料システム*戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた減農薬栽培*や有機栽培*による農地の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

③ 農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

高齢化や人口減少が進む中で、農業者の減少により遊休農地*が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

令和5（2023）年4月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画*」という。）の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しました。本市においても、地域計画策定の取組を推進しています。